

# ABSにおける今後の課題

-名古屋議定書の発効に備えて-

名古屋議定書に関する政府間委員会  
第3回会合(ICNP3)報告会

2013年3月18日(火)

一般財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA)

生物資源総合研究所

炭田 精造

# 目次

1. 生物多様性条約と名古屋議定書の関係
2. 海外の名古屋議定書の実施状況(ICNP3の時点)
3. 今後の課題

# 1. 生物多様性条約と名古屋議定書の関係

# 生物多様性条約下のABSプラクティス

条約事務局ホームページ (CBD-CH)

加盟国の「政府窓口」、「権限ある当局」、  
「ABS 措置」等を掲載 (機能しているとは限らない)

閲覧による提供国政府  
の法令等の情報入手

<提供国>

国内法令

① 許可申請

② 契約締結  
(利益配分条項も含む)

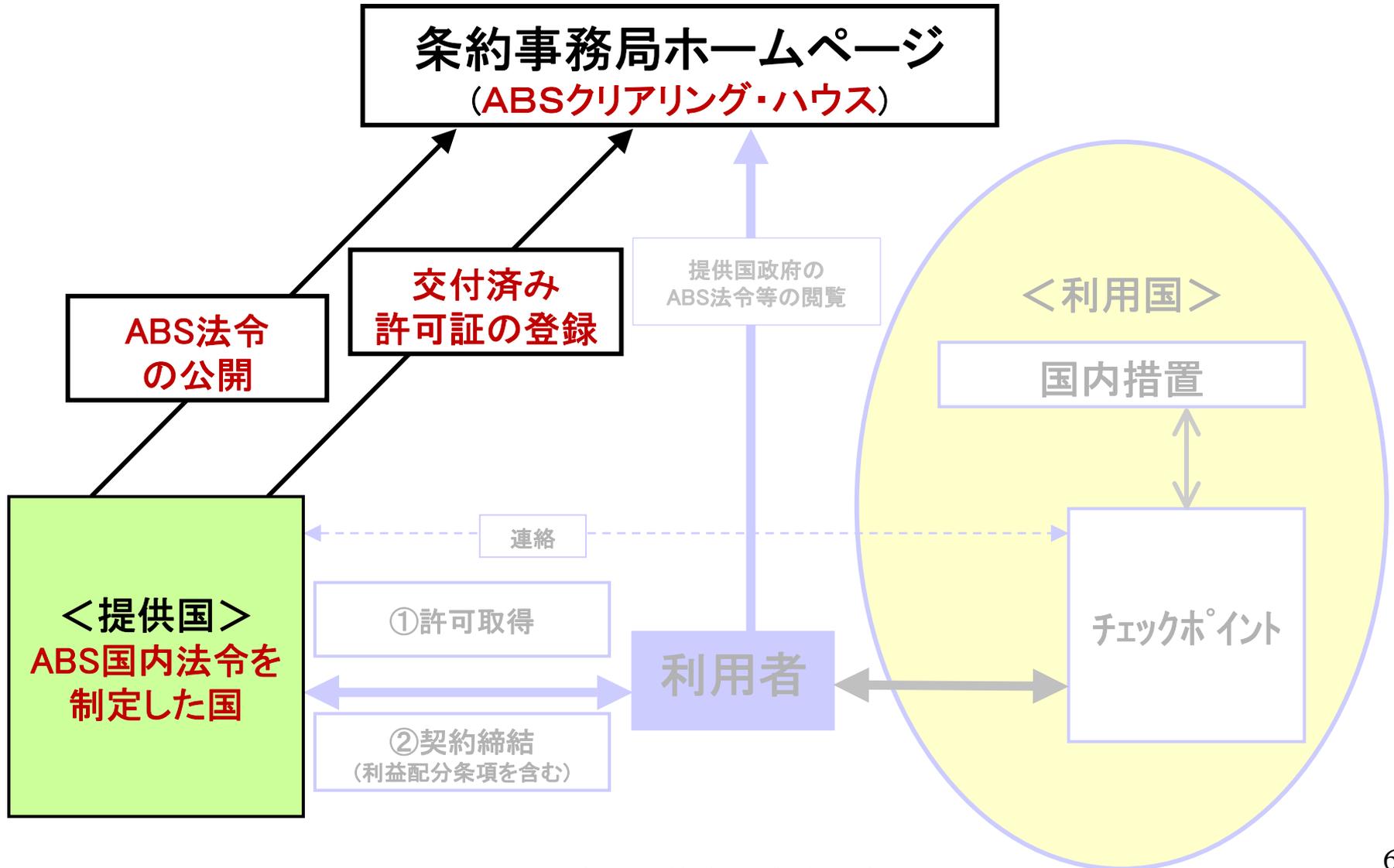
利用者

<利用国>

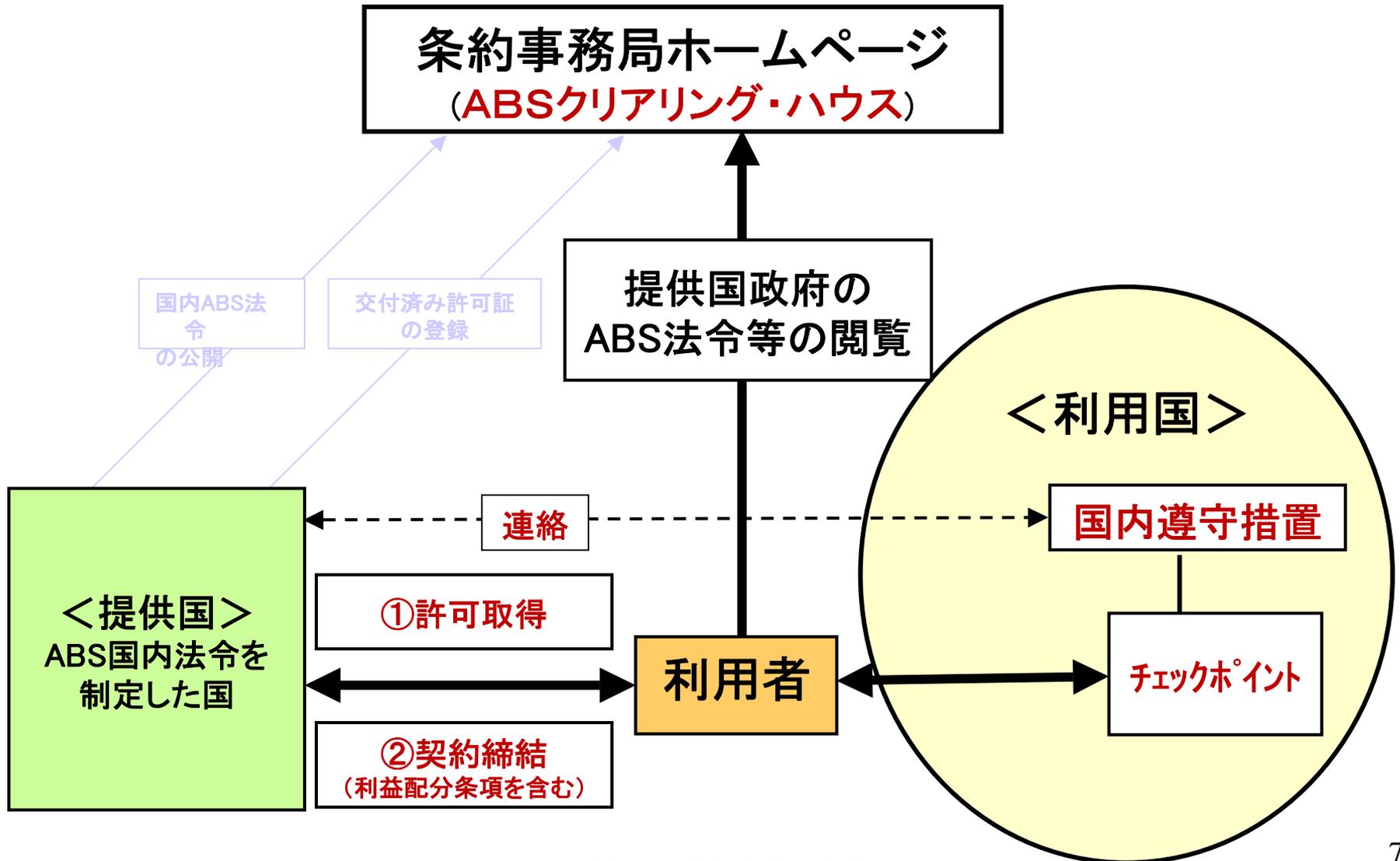
例、METI-JBA  
相談窓口、他

# 名古屋議定書の主要な特徴

# 提供国の義務(議定書第6条3)



# 利用国の義務( 議定書第15,16,17条 )



## 2. 海外の名古屋議定書実施状況 (ICNP3の時点)

# 条約と議定書の批准国

## 生物多様性条約

(193カ国。1993年に発効。ABS措置  
をCBD-CHで公表している国は約30%)

## 名古屋議定書

(現在29カ国。  
2014.10月に  
発効?)

# 名古屋議定書の実施状況

(出典:カナダの調査会社CISDL, Draft Third Edition, Feb 2014)

- 現時点では、議定書採択後に国内法令を策定した国は、極めて少ない(例、ニカラグア)。
- 議定書批准国(29カ国)のほとんどは、まだ、議定書の実施方法を検討中の段階にある。
- 批准を準備中の先進国のうち、EU、スイス等は法令案を公表しているが、それらは利用国側の措置にフォーカスを当てている。
- 現時点では、議定書の義務をすべて満足するABS国内法を制定した国はない。

# 3. 今後の課題

## 当面の国際動向の見通しと対応(1)

- 名古屋議定書がCOP12の開始時点(2014年10月6日)で発効するかどうかは、今年7月7日に判明する。
- これまでのCBDでの経験を踏まえれば、海外遺伝資源国のABS国内法の制定が、当面、激増しなくても驚くに当たらない。
- ただし、個別の国の動きには注意してフォローすべき。(例、マレーシア)
- **利用者としては**、①提供国の国内法令に従う、②提供者と契約(利益配分条項を含む)を締結する、というABSプラクティスを自発的に実践すること、が極めて重要である。
- METI-JBAの「遺伝資源へのアクセス手引」(第2版)に従って行動することを推奨する。

## 当面の国際動向の見通しと対応(2)

- 欧州連合による名古屋議定書実施のための「域内措置(EU Regulation)案」が、2014年4月頃には、EU理事会によって可決される可能性が高い(欧州議会は3月に可決済み)。
- EU Regulation最終版が出たら、精査し、分析する必要がある。
- 専門家筋は、「EU Regulationが利用国措置としての事実上の標準になるだろう」と推定しているようだ。

## 日本の国内措置の検討への対応について

- 各産業セクターの実態把握が必要。
- 欧米の各産業セクターの動向把握が必要。
- 産業界から政府に対する能動的な提言が必要

## 日本の今後の「生物資源戦略」の必要性

- 今後、資源国による生物資源囲い込みに対して、世界はどのように動くのか。日本の「生物資源戦略」はどうあるべきか。
- 時間があるうちに、日本の産業界として、現状分析を行い、いくつかのシナリオを想定して、考えておくことが必要でないか。

**ご清聴ありがとうございました。**